

【第4編 災害復旧・復興計画】

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 公共施設災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、公共施設の災害復旧について定めることを目的とします。

第2節 災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧は、実施責任者（指定地方行政機関、県、市、指定地方公共機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者）において実施するものとします。なお、災害復旧事業の種類は、概ね次のとおりとします。

1 公共土木施設災害復旧事業計画【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）】

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

【農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）】

3 都市災害復旧事業計画

【都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針】

4 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

【水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）】

5 社会福祉施設災害復旧事業計画

【生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）】

6 公立学校施設災害復旧事業計画

【公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）】

7 公営住宅災害復旧事業計画

【公営住宅法（昭和26年法律第193号）】

8 公立医療施設災害復旧事業計画

【医療法（昭和23年法律第205号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）】

9 その他の災害復旧事業計画

【第4編 災害復旧・復興計画】

第3節 災害復旧事業の留意点

災害復旧事業は、応急対策の実施段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案したうえで、技術職員の応援を求める等、必要な人員の確保に努めるものとします。

【第4編 災害復旧・復興計画】

第2章 労働力供給計画

第1節 目的

この計画は、災害復旧に必要な労働者及び技術者の動員を行い、円滑な災害復旧のために必要な災害復旧体制を整備することを目的とします。

第2節 実施機関

災害復旧を実施するために必要な職員の人員確保は、市（職員課又は業務課）において実施するものとします。

第3節 復旧体制の整備

市（職員課又は業務課）は、災害復旧に従事する職員の状況を把握し、必要な職種別人員に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定地方行政機関、指定公共機関、県又は他市町村に対し、必要な職員の派遣について要請又はあっせんを要求し、人員を確保するものとします。

なお、指定地方行政機関等に対する職員の派遣の要請等については、「第3編 災害応急対策計画 第10章 労働力供給計画（第10章－1 職員動員計画）」に準じて実施するものとします。

【第4編 災害復旧・復興計画】

第3章 被災者の生活確保対策計画

第1節 目的

この計画は、災害により被災した市民のために市、県及び防災関係機関が実施する生活確保対策及び事業経営安定のための措置について定めることにより、被災者の生活を早期に安定させることを目的とします。

第2節 措置・制度の市民への周知

市、県、防災関係機関及び公共的団体等は、次に掲げる対策及び措置について、市民等に対する速やかな周知を積極的に行うこととします。

なお、被災者生活支援に関する情報については、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、市以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援、サービスを提供するものとします。

また、市は、被災者が生活再建・住宅再建を円滑に進められるよう、自然災害による損害を補償する保険・共済への加入を一層促進するため、平時から市民に対し普及啓発を実施するものとします。

第3節 被災者台帳の整備

- 1 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとします。
- 2 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供します。

第4節 住宅関連施策

災害により被災した市民のために市、県等が行う住宅関連支援施策の概要は、「資料編 住宅関連施策一覧表（資料4-3-1）」のとおりです。市、県、防災関係機関及び公共的団体等は、これらの措置・制度の市民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとします。

第5節 生活再建と心のケア対策

災害により被災した市民のために市、県等が行う生活再建と心のケア対策の概要は、「資料編 生活再建と心のケア対策一覧表（資料4-3-2）」のとおりです。市、県、防災関係機関及び公共的団体等は、これらの措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとします。

第6節 税金等の負担の軽減

災害により被災した市民のために市、県等が行う税金等負担軽減措置の概要は、「資料編 税金等負担軽減措置一覧表（資料4-3-3）」のとおりです。市、県、防災関係機関及び公共的団体等は、これらの措置・制度の市民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとします。

第7節 農林水産業金融

【第4編 災害復旧・復興計画】

災害により被災した市民のために市、県等が行う農林水産業緊急措置の概要は、次のとおりです。市、県、防災関係機関及び公共的団体等は、これらの措置・制度の市民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとします。

- 1 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あつせん
- 4 株式会社日本政策金融公庫、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置
- 5 その他（資料編 平成12年鳥取県西部地震における主な措置（資料4-3-4））

第8節 商工業金融

災害により被災した企業等のために市、県等が行う商工業金融支援措置の概要は、「資料編 商工業金融支援措置一覧表（資料4-3-5）」のとおりです。

市は、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図ります。

また、市は、貸付を行った金融機関に対し、当該貸付額の一部を預託することで、貸付資金の円滑化を図ります。

第9節 その他の生活確保対策

市は、災害を受けた市民、企業等の生活を安定させるため、前記のほか市民、企業等に対して、次の対策を講ずるものとします。

1 り災証明書の交付

市（防災安全課）は、災害により被害にあわれた市民、企業等が保険金の請求、税の減免等であり災事実の証明が必要な場合に、被害状況を調査、確認の上、「資料編 倉吉市り災証明書等交付要綱（資料3-17-3）」に基づき、り災証明書又は被災証明書を発行します。

2 被災者に対する職業のあつせん【職業安定法】

3 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要領、為替貯金非常取扱規定、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）

4 小災害被災者に対する見舞金の給与（県：小災害被災者に対する見舞金給与要綱、市：「資料編 倉吉市小災害り災者見舞金給付要綱（資料4-3-6）」）

5 大規模発生時に、私人間の紛争が多発するおそれがある場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）

6 被災児童、災害等への援護

（1）県による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施する。

（2）県、市による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施

（3）市による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続き

【第4編 災害復旧・復興計画】

の簡素化等)

第10節 日本銀行による応急金融対策

1 通貨の円滑な供給の確保

- (1) 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、その確保のため必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 日本銀行は、被災金融機関の早期の営業開始やその継続性確保に関し、鳥取財務事務所等関係機関と協議のうえ、金融機関に対し、必要な要請を行うこととします。

2 金融特別措置の実施

日本銀行は、被災者の便宜を図るため、鳥取財務事務所等関係機関と協議のうえ、金融機関に対し、次のような金融上の措置を適切に講じるように要請することとします。

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応じること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付けにも応ずること。
- (4) 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話合いのうえ、取立てができるようにすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

3 金融特別措置に対する広報

日本銀行は、金融特別措置の実施について上記2(10)、(11)の要請を行うほか、報道機関等と協力して速やかにその周知徹底を図ることとします。

【第4編 災害復旧・復興計画】

第4章 被災者生活再建支援法の適用計画

第1節 目的

この計画は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とします。

第2節 法適用の要件

1 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

ただし、前記に該当する都道府県又は市町村に隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用があります。

2 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能の状態が長期間継続している世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 居住する住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

3 大規模半壊世帯

【大規模半壊世帯の判断基準】

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損壊割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

4 中規模半壊世帯

【中規模半壊世帯の判断基準】

住家半壊の基準	左のうち「中規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	3050%以上5070%未満
損壊割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	3040%以上4050%未満

5-4 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は、一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する場合が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活再建支援法の弾力的な運用を図るものとします。【内閣府通知（平成16年10月28日府政防第842号）】

【第4編 災害復旧・復興計画】

- (1) 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、更に浴槽等の水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、大規模半壊又は全壊として取り扱うものとします。
- (2) 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うものとします。
- (3) 浸水等の被害により、流入した土砂の除去又は耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、全壊として取り扱うものとします。

第3節 支給条件

1 対象世帯、支給限度額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給します。

対象世帯	世帯数	支援金（単位：万円）			
		① 基礎額	②住宅再建方法		
			建設・ 購入	補修	賃貸
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模 半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5
<u>中規模</u>	<u>複数</u>	<u>二</u>	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>25</u>
<u>半壊世帯</u>	<u>単数</u>	<u>二</u>	<u>75</u>	<u>37.5</u>	<u>18.75</u>

2 対象経費

用途の限定なし

第4節 被災者生活再建支援法の適用事務

1 県（住まいまちづくり課）

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告及び市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を実施します。

2 市（防災安全課）

住宅の被害認定、り災証明書など被災者の申請に必要な書類の発行及び支給申請書の取りまとめと県への提出等を実施します。

3 申請期間

- (ア) 住宅建設・購入等を行う世帯への支援（上記（第3節1②）・・・災害発生後37月以内
- (イ) その他経費（上記（第3節1①）・・・災害発生後13月以内

※ ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が、上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができます。

第5章 被災者住宅再建支援条例の適用計画

第1節 目的

この計画は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）及び倉吉市被災者住宅再建等支援金の交付に関する条例（平成13年倉吉市条例第26号）に基づき、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者住宅再建等支援事業費補助金を交付するために必要な措置について定めることにより、被災地域が活力を失うことなく、力強い復興を促進し、地域の維持と再生を図ることを目的とします。

第2節 条例の適用条件

1 対象となる指定自然災害

- (1) 県内で10戸以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害
- (2) 市内で1以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (3) 世帯数の大幅な減少により地域社会の維持が困難になるおそれのあるもの

2 支給対象

- (1) 全壊世帯の居住に代わる住宅の建設又は購入
- (2) 全壊世帯の住居の補修
- (3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (4) 大規模半壊世帯の居宅の補修
- (5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (6) 半壊世帯の居宅の補修
- (7) 一部損壊世帯（被害割合が10%以上のもの）の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- (8-7) 一部損壊世帯（被害割合が10%以上のもの）の居宅の補修
- (9-8) 指定自然災害により損壊した擁壁で、生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修
- (10-9) 指定自然災害により居宅が損壊した世帯（(1)～(8-7)に該当するものは除く。）
- (11+10) その他、市長が別に定める事業

※全壊世帯：指定自然災害により居住する住宅が全壊した世帯、又は半壊（居宅の敷地に被害が生じた場合を含む。）し、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第2条第2号ロの事由により当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯、若しくは法第2条第2号ハの事由により、当該住宅が長期にわたり居住不能となることを見込まれる世帯

※大規模半壊世帯：指定自然災害により居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯

※半壊世帯：指定自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は損壊割合が20%以上のを超えるもの

※一部損壊世帯：指定自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は損壊割合が10%以上のを超えるもの

※居宅：指定自然災害が発生した日の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として市長が特に認めるものが生活の本拠

【第4編 災害復旧・復興計画】

としていた住宅をいう。

第3節 支給条件

1 支給金額

被災者住宅再建等支援事業費補助金は、次に示す交付額が支給されます。

区分	交付額
被災者住宅再建等支援金	
第2節2支給対象 (1)の場合	300万円（単数世帯については、225万円）
〃 (2)の場合	200万円（単数世帯については、150万円）
〃 (3)の場合	250万円（単数世帯については、187万5,000円）
〃 (4)の場合	150万円（単数世帯については、112万5,000円）
〃 (5)の場合	100万円（単数世帯については、75万円）
〃 (6)の場合	補修に要する経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。）
<u>〃 (7)の場合</u>	<u>30万円</u>
〃 (87)の場合	補修に要する経費（30万円を限度とする。）
〃 (98)の場合	補修に要する経費の2/3（100万円を限度とする。）
被災者住宅修繕促進支援金	
第2節2支給対象 (109)の場合	<u>5万円、ただし、被害割合5%未満の世帯は2万円（定額（渡し切り）方式で支給）</u>
第2節2支給対象 (11+0)の場合	市長が別に定める額

※単数世帯：被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1人である世帯

2 支給に係るその他の要件

【支給要件】

区分	申請・完成期限	
	申請期間	完成期限
第2節2支給対象(1)の場合	災害が発生した日から2年を経過する日まで	災害が発生した次の日から3年を経過する日の属する月末
〃 (2)の場合		
〃 (3)の場合		
〃 (4)の場合		
〃 (5)の場合		
〃 (6)の場合	災害が発生した日から1年を経過する日まで	災害が発生した次の日から2年を経過する日の属する月末
<u>〃 (7)の場合</u>	<u>災害が発生した日から2年を経過する日まで</u>	<u>災害が発生した次の日から3年を経過する日の属する月末</u>
〃 (87)の場合	<u>災害が発生した日から1年を経過する日まで</u>	<u>災害が発生した次の日から2年を経過する日の属する月末</u>
〃 (98)の場合	<u>災害が発生した日から1年を経過する日まで</u>	<u>災害が発生した次の日から2年を経過する日の属する月末</u>
〃 (109)の場合		なし
〃 (11+0)の場合	市長が別に定める期間	

（注1）建設、購入又は補修に係る契約は、発生日以降とします。

（注2）新築、購入に係る契約をしない場合は、発生日以降の着手とします。※ ただし、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が、やむを得ない事情により、申請期間内に申請又は事業完了することができないと認めるときは、県知事と協議の上、その期間を延長することができます。

第4節 鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用事務

1 県（住まいまちづくり課）

鳥取県被災者住宅再建等支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町

【第4編 災害復旧・復興計画】

村に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 市（防災安全課・管理計画課）

市が住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画を取りまとめ、県への提出等を実施します。

第6章 災害復興計画

第1節 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活の早期安定を図ることを目的とします。

第2節 災害復興の進め方

災害復興における被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、市民及び多数の機関、団体が関係する高度かつ複雑な事業となるため、市（防災安全課・企画課・実施部課）は、災害応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとします。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手順で実施するものとします。

1 復興対策組織・体制の整備

- (1) 被災直後の救出救助、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行するため、市は、必要に応じて倉吉市災害復興本部（以下「市復興本部」という。）を設置するものとします。
- (2) 市復興本部の組織・運営は、「資料編（災害名）倉吉市災害復興本部設置要綱（例）（資料4-6-1）」を参考に、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定するものとします。
- (3) 市は、必要に応じて総合的な復興相談窓口（電話相談を受け付けるコールセンターを含みます。）を設け、市民からの様々な復興の相談をワンストップで受け付けるものとします。

2 復興基本方針の決定

市は、災害復興に係る基本方針を市復興本部の審議を経て、できる限り早期に策定し、公表するものとします。

3 復興計画の策定

- (1) 市は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとします。
- (2) 計画作成にあたっては、関係機関、団体と十分に調整し、既存の他の計画、事業等との整合性を図り、確実に財源を確保できる事業を計画するものとします。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとします。
- (3) 復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観をもった様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取組みを実施します。

ア 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集

イ 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

ウ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

- (4) 復興計画の構成例を以下に示します。

ア 基本方針

イ 基本理念

ウ 基本目標

エ 施策体系

オ 復興事業計画 等

カ 想定される事業分野（生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市

【第4編 災害復旧・復興計画】

及び都市基盤等)

4 復興事業の実施

復興事業の実施にあたっては、市民の合意を得ながら、国及び県との緊密な連携と調整の下、円滑な事業遂行に努めるものとします。

5 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、市は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に市民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとします。

6 分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と並行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定するものとします。

第3節 留意事項

市（防災安全課・企画課・実施部課）は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとします。

1 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定、人材の確保など膨大な作業を処理する必要があるため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備など事前に確認、対応が可能なものについて把握しておくものとします。

2 市民の合意形成

地域復興の主体は市民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど市民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業、施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、市民の参加と協力を得て実施するものとします。

また、決定事項については速やかに公表し、市民に周知徹底を図るものとします。

3 技術的・財政的支援

円滑に復興対策を実施できるよう、市は、県に対し、必要に応じて連絡調整、技術的支援等を行うための県職員の派遣を要請するものとします。

また、必要に応じ、国、他県及び他市町村に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとします。

第4節 資金計画

市（財政課）は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとします。なお、措置の概要は、次のとおりです。

1 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握します。

2 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保します。

3 地方交付税の繰上げ交付を国へ要望します。

4 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期します。

【第4編 災害復旧・復興計画】

第5節 暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

- 1 県警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除に努めるものとします。
- 2 市は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとします。